

7 新旧対照表

現行			改正案				
別表第6の2（第2条関係） 低炭素建築物関係			別表第6の2（第2条関係） 低炭素建築物関係				
手数料を徴収する事務	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の額			
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 低炭素建築物新築等計画により新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修（以下この項において「建築等」という。）をしようとする住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合	42,000円（適合証_____の提出がある場合は6,000円）	1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 低炭素建築物新築等計画により新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修（以下この項において「建築等」という。）をしようとする住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合	42,000円（適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は6,000円）		
	(2) 低炭素建築物新築等計画により建築等をしようとする住宅が一戸建ての住宅以外の場合にあっては、当該住宅に係る認定を受けようとする住戸数のアからケまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、次号に掲げる建築物に係る認定を併せて受けようとする場合は、この号に規定する手数料を免除する。	ア 住戸数が1のもの		42,000円（適合証_____の提出がある場合は6,000円）	(2) 低炭素建築物新築等計画により建築等をしようとする住宅が一戸建ての住宅以外の場合にあっては、当該住宅に係る認定を受けようとする住戸数のアからケまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、次号に掲げる建築物に係る認定を併せて受けようとする場合は、この号に規定する手数料を免除する。	ア 住戸数が1のもの	42,000円（適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は6,000円）
		イ 住戸数が2以上5以下のもの		84,000円（適合証_____の提出がある場合は12,000円）		イ 住戸数が2以上5以下のもの	84,000円（適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は12,000円）
		ウ 住戸数が6以上10以下のもの		117,000円（適合証_____の提出がある場合は20,000円）		ウ 住戸数が6以上10以下のもの	117,000円（適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は20,000円）
		エ 住戸数が11以上25以下のもの		164,000円（適合証_____の提出がある場合は32,000円）		エ 住戸数が11以上25以下のもの	164,000円（適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は32,000円）
オ 住戸数が26以上50以下のもの	235,000円（適合証_____の提出がある場合		オ 住戸数が26以上50以下のもの	235,000円（適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合			

		合は 54,000 円)
	カ 住戸数が 51 以上 100 以下のもの	335,000 円 (適合証 _____ の提出がある場合は 96,000 円)
	キ 住戸数が 101 以上 200 以下のもの	454,000 円 (適合証 _____ の提出がある場合は 152,000 円)
	ク 住戸数が 201 以上 300 以下のもの	595,000 円 (適合証 _____ の提出がある場合は 191,000 円)
	ケ 住戸数が 300 を超えるもの	698,000 円 (適合証 _____ の提出がある場合は 204,000 円)
(3) 低炭素建築物新築等計画により建築等をしようとする建築物が一戸建ての住宅以外の場合にあっては、当該建築物の住戸数の前号アからケまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額、当該建築物の住宅に係る共用部分 (以下この表において「共用部分」という。)の床面積の合計のアからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額並びに当該建築物の住戸及び共用部分以外の部	ア 共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	131,000 円 (適合証 _____ の提出がある場合は 12,000 円)
	イ 共用部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	215,000 円 (適合証 _____ の提出がある場合は 32,000 円)

		合は 54,000 円)
	カ 住戸数が 51 以上 100 以下のもの	335,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 96,000 円)
	キ 住戸数が 101 以上 200 以下のもの	454,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 152,000 円)
	ク 住戸数が 201 以上 300 以下のもの	595,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 191,000 円)
	ケ 住戸数が 300 を超えるもの	698,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 204,000 円)
(3) 低炭素建築物新築等計画により建築等をしようとする建築物が一戸建ての住宅以外の場合にあっては、当該建築物の住戸数の前号アからケまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額、当該建築物の住宅に係る共用部分 (以下この表において「共用部分」という。)の床面積の合計のアからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額並びに当該建築物の住戸及び共用部分以外の部	ア 共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	131,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 12,000 円)
	イ 共用部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	215,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 32,000 円)

分（以下この表において「非住宅部分」という。）の床面積の合計のキからシまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額

ウ 共用部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	335,000 円 (適合証 _____ の提出がある場合は 96,000 円)
エ 共用部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	429,000 円 (適合証 _____ の提出がある場合は 152,000 円)
オ 共用部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	513,000 円 (適合証 _____ の提出がある場合は 191,000 円)
カ 共用部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	596,000 円 (適合証 _____ の提出がある場合は 239,000 円)
キ 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	288,000 円 (適合証 _____ の提出がある場合は 12,000 円)
ク 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メー	458,000 円 (適合証 _____ の提出がある場

分（以下この表において「非住宅部分」という。）の床面積の合計のキからシまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額

ウ 共用部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	335,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 96,000 円)
エ 共用部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	429,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 152,000 円)
オ 共用部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	513,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 191,000 円)
カ 共用部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	596,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 239,000 円)
キ 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	288,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 12,000 円)
ク 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メー	458,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場

		トルを超え2,000平方メートル以下のもの	合は 32,000円)
		ケ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	651,000円(適合証_____の提出がある場合は96,000円)
		コ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	799,000円(適合証_____の提出がある場合は152,000円)
		サ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	941,000円(適合証_____の提出がある場合は191,000円)
		シ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1,073,000円(適合証_____の提出がある場合は239,000円)
2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計	(1) 低炭素建築物新築等計画を変更しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合		21,000円(適合証_____の提出がある場合は3,000円)

		トルを超え2,000平方メートル以下のもの	合は 32,000円)
		ケ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	651,000円(適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は96,000円)
		コ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	799,000円(適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は152,000円)
		サ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	941,000円(適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は191,000円)
		シ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1,073,000円(適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は239,000円)
2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計	(1) 低炭素建築物新築等計画を変更しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合		21,000円(適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は3,000円)

画の変更の
認定の申請
に対する審査

(2) 低炭素建築物新築等計画 を変更しようとする住宅が 一戸建ての住宅以外の場合 にあっては、当該住宅に係る 変更の認定を受けようとする 住戸数のアからケまでに 掲げる区分に応じ当該区分 に定める額。ただし、次号に 掲げる建築物に係る変更の 認定を併せて受けようとする 場合は、この号に規定する 手数料を免除する。	ア 住戸数が 1のもの	21,000円(適 合証_____の 提出がある場 合は3,000円)
	イ 住戸数が 2以上5以 下のもの	42,000円(適 合証_____の 提出がある場 合は6,000円)
	ウ 住戸数が 6以上10以 下のもの	58,500円(適 合証_____の 提出がある場 合は10,000 円)
	エ 住戸数が 11以上25以 下のもの	82,000円(適 合証_____の 提出がある場 合は16,000 円)
	オ 住戸数が 26以上50以 下のもの	117,500円(適 合証_____の 提出がある場 合は27,000 円)
	カ 住戸数が 51以上100 以下のもの	167,500円(適 合証_____の 提出がある場 合は48,000 円)
	キ 住戸数が 101以上200 以下のもの	227,000円(適 合証_____の 提出がある場 合は76,000 円)

画の変更の
認定の申請
に対する審査

(2) 低炭素建築物新築等計画 を変更しようとする住宅が 一戸建ての住宅以外の場合 にあっては、当該住宅に係る 変更の認定を受けようとする 住戸数のアからケまでに 掲げる区分に応じ当該区分 に定める額。ただし、次号に 掲げる建築物に係る変更の 認定を併せて受けようとする 場合は、この号に規定する 手数料を免除する。	ア 住戸数が 1のもの	21,000円(適 合証又は住宅 性能評価書の 提出がある場 合は3,000円)
	イ 住戸数が 2以上5以 下のもの	42,000円(適 合証又は住宅 性能評価書の 提出がある場 合は6,000円)
	ウ 住戸数が 6以上10以 下のもの	58,500円(適 合証又は住宅 性能評価書の 提出がある場 合は10,000 円)
	エ 住戸数が 11以上25以 下のもの	82,000円(適 合証又は住宅 性能評価書の 提出がある場 合は16,000 円)
	オ 住戸数が 26以上50以 下のもの	117,500円(適 合証又は住宅 性能評価書の 提出がある場 合は27,000 円)
	カ 住戸数が 51以上100 以下のもの	167,500円(適 合証又は住宅 性能評価書の 提出がある場 合は48,000 円)
	キ 住戸数が 101以上200 以下のもの	227,000円(適 合証又は住宅 性能評価書の 提出がある場 合は76,000 円)

	ク 住戸数が 201以上300 以下のもの	297,500円(適 合証_____の 提出がある場 合は95,500 円)
	ケ 住戸数が 300を超え るもの	349,000円(適 合証_____の 提出がある場 合は102,000 円)
(3) 低炭素建築物新築等計画 を変更しようとする建築物 が一戸建ての住宅以外の場 合にあっては、当該建築物の 住戸数(既に当該計画の認定 を受けた住戸で変更しない 住戸を含む。)の前号アから ケまでに掲げる区分に応じ 当該区分に定める額、当該建 築物の共用部分の床面積の 合計(既に当該計画の認定を 受けた部分で変更しない部 分に係るものを含む。)のア からカまでに掲げる区分に 応じ当該区分に定める額及 び当該建築物の非住宅部分 の床面積の合計(既に当該計 画の認定を受けた部分で変 更しない部分に係るものを 含む。)のキからシまでに掲 げる区分に応じ当該区分に 定める額を合算した額	ア 共用部分 の床面積の 合計が300 平方メー トル以下のも の	65,500円(適 合証_____の 提出がある場 合は6,000円)
	イ 共用部分 の床面積の 合計が300 平方メー トルを超え2, 000平方メ ートル以下 のもの	107,500円(適 合証_____の 提出がある場 合は16,000 円)
	ウ 共用部分 の床面積の 合計が2,00 0平方メー トルを超え 5,000平方 メートル以 下のもの	167,500円(適 合証_____の 提出がある場 合は48,000 円)
	エ 共用部分 の床面積の 合計が5, 000平方メ ートルを超 え10,000平	214,500円(適 合証_____の 提出がある場 合は76,000 円)

	ク 住戸数が 201以上300 以下のもの	297,500円(適 合証又は住宅 性能評価書の 提出がある場 合は95,500 円)
	ケ 住戸数が 300を超え るもの	349,000円(適 合証又は住宅 性能評価書の 提出がある場 合は102,000 円)
(3) 低炭素建築物新築等計画 を変更しようとする建築物 が一戸建ての住宅以外の場 合にあっては、当該建築物の 住戸数(既に当該計画の認定 を受けた住戸で変更しない 住戸を含む。)の前号アから ケまでに掲げる区分に応じ 当該区分に定める額、当該建 築物の共用部分の床面積の 合計(既に当該計画の認定を 受けた部分で変更しない部 分に係るものを含む。)のア からカまでに掲げる区分に 応じ当該区分に定める額及 び当該建築物の非住宅部分 の床面積の合計(既に当該計 画の認定を受けた部分で変 更しない部分に係るものを 含む。)のキからシまでに掲 げる区分に応じ当該区分に 定める額を合算した額	ア 共用部分 の床面積の 合計が300 平方メー トル以下のも の	65,500円(適 合証又は住宅 性能評価書の 提出がある場 合は6,000円)
	イ 共用部分 の床面積の 合計が300 平方メー トルを超え2, 000平方メ ートル以下 のもの	107,500円(適 合証又は住宅 性能評価書の 提出がある場 合は16,000 円)
	ウ 共用部分 の床面積の 合計が2,00 0平方メー トルを超え 5,000平方 メートル以 下のもの	167,500円(適 合証又は住宅 性能評価書の 提出がある場 合は48,000 円)
	エ 共用部分 の床面積の 合計が5, 000平方メ ートルを超 え10,000平	214,500円(適 合証又は住宅 性能評価書の 提出がある場 合は76,000 円)

方メートル以下のもの	
オ 共用部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	256,500 円 (適合証_____の提出がある場合は 95,500 円)
カ 共用部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	298,000 円 (適合証_____の提出がある場合は 119,500 円)
キ 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	144,000 円 (適合証_____の提出がある場合は 6,000 円)
ク 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	229,000 円 (適合証_____の提出がある場合は 16,000 円)
ケ 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	325,500 円 (適合証_____の提出がある場合は 48,000 円)
コ 非住宅部分の床面積	399,500 円 (適合証_____)

方メートル以下のもの	
オ 共用部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	256,500 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 95,500 円)
カ 共用部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	298,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 119,500 円)
キ 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	144,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 6,000 円)
ク 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	229,000 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 16,000 円)
ケ 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	325,500 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 48,000 円)
コ 非住宅部分の床面積	399,500 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 48,000 円)

		の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	_____の提出がある場合は 76,000 円)
	サ	非住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	470,500 円 (適合証 _____の提出がある場合は 95,500 円)
	シ	非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	536,500 円 (適合証 _____の提出がある場合は 119,500 円)
3・4	(略)		

		の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	性能評価書の提出がある場合は 76,000 円)
	サ	非住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	470,500 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 95,500 円)
	シ	非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	536,500 円 (適合証又は住宅性能評価書の提出がある場合は 119,500 円)
3・4	(略)		

備考

「適合証」とは、低炭素建築物新築等計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の低炭素建築物新築等計画）について技術審査機関（低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあっては登録建築物調査機関とする。）が作成した法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。

別表第 6 の 3（第 2 条関係）
建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額
------------	-------

備考

- 「適合証」とは、低炭素建築物新築等計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の低炭素建築物新築等計画）について技術審査機関（低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。）が作成した法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。
- 「住宅性能評価書」とは、品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）別表 1 の断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 に適合していることを示すものに限る。）の写しをいう。

別表第 6 の 3（第 2 条関係）
建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額
------------	-------

<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>特定建築行為（法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この表において同じ。）をしようとする建築物の工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、冷蔵冷凍倉庫、定温倉庫、データセンタの用途に供する部分（以下この表において「工場等部分」という。）の床面積の合計のアからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、当該建築物の工場等部分以外の部分（非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）に限る。以下この表において「工場等以外の部分」という。）の床面積の合計のキからシまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額をそれぞれ合算した額</p>	<p>ア 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>27,000円 （建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロの基準（以下「モデル建築物消費性能基準」という。）に適合している場合にあつては22,000円）</p>
		<p>イ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>50,000円 （モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては44,000円）</p>
		<p>ウ 工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>120,000円 （モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては112,000円）</p>
		<p>エ 工場等部分の床面積の合計が5,000平方メ</p>	<p>177,000円 （モデル建築物消費性能基準に適合して</p>

メートル以上 10,000平方 メートル未 満のもの	いる場合に あ っては 169,00 0円)
オ 工場等部 分の床面積 の合計が 1 0,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの	219,000円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あ っては 210,00 0円)
カ 工場等部 分の床面積 の合計が 2 5,000平方 メートル以 上のもの	271,000円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あ っては 260,00 0円)
キ 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が 300平 方メートル 未満のもの	268,000円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あ っては 102,00 0円)
ク 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が 300平 方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満のも の	433,000円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あ っては 172,00 0円)
ケ 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が 2,000 平方メート	619,000円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あ

			ル以上 5,000 平方メートル未満のもの	っては 278,000 円)
		コ	工場等以外の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	762,000 円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 363,000 円)
		サ	工場等以外の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	901,000 円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 437,000 円)
		シ	工場等以外の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	1,028,000 円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 512,000 円)
2	法第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項の規定による変更した建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費	建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して特定建築物の工場等部分の床面積の合計のアからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計のキからシまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	ア 工場等部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	14,000 円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 11,000 円)
		イ	工場等部分の床面積の合計が 300 平方メー	25,000 円 (モデル建築物消費性能基準に適合して

性能適合性
判定

トル以上 2,000 平方メートル未満のもの	いる場合にあっては 22,000 円)
ウ 工場等部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	60,000 円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 56,000 円)
エ 工場等部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	89,000 円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 85,000 円)
オ 工場等部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	110,000 円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 105,000 円)
カ 工場等部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	136,000 円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 130,000 円)
キ 工場等以外の部分の床面積の合計が 300 平方メートル	134,000 円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 130,000 円)

未満のもの	つては 51,000 円)
ク 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が 300 平 方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満のも の	217,000 円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あつては 86,000 円)
ケ 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が 2,000 平方メート ル以上 5,00 0 平方メー トル未満の もの	310,000 円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あつては 139,00 0 円)
コ 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が 5,000 平方メート ル以上 10,0 00 平方メー トル未満の もの	381,000 円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あつては 182,00 0 円)
サ 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が 10,000 平方メート ル以上 25,0 00 平方メー トル未満の もの	451,000 円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あつては 219,00 0 円)
シ 工場等以 外の部分の	514,000 円 (モデル建築

	(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等をしようとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	ア～エ (略)	オ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	270,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は11,000円、基準省令第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合している場合又は第1条第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)の基準に適合している場合(誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において「モデル建築物誘導基準に適合している場合」という。)にあっては103,000円)		(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等をしようとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	ア～エ (略)	オ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	270,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は11,000円、基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合している場合又は第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)の基準に適合している場合(誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において「モデル建築物誘導基準に適合している場合」という。)にあっては103,000円)	
		カ～コ (略)					カ～コ (略)			
<u>2</u> 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(1)～(4) (略)					<u>4</u> 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(1)～(4) (略)			
<u>3・4</u> (略)						<u>5・6</u> (略)				
<u>5</u> 法第36条	(1) (略)					<u>7</u> 法第36条	(1) (略)			

第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(2) 申請に係る建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	ア～エ (略)
		オ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 270,000円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は11,000円、 <u>基準省令第1条第1項第1号ロの基準(以下「モデル建築物消費性能基準」という。)</u> に適合している場合(消費性能基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において同じ。)にあつては103,000円)
		カ～コ (略)

--	--	--

第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(2) 申請に係る建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	ア～エ (略)
		オ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 270,000円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は11,000円、 <u>_____モデル建築物消費性能基準_____</u> に適合している場合(消費性能基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において同じ。)にあつては103,000円)
		カ～コ (略)

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)第11条の規定による第3条(第7条第2項において読み替えて準用す	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計のアからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計のキからシまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	ア 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 14,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては11,000円)
		イ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 25,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては22,000円)
		ウ 工場等部分の床面積 60,000円 (モデル建築

る場合を含む。)の軽微な変更(以下この項において「軽微な変更」という。)に該当していることを証する画面の交付

の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	物消費性能基準に適合している場合には、 <u>56,000円</u>
エ 工場等部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	89,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には、 <u>85,000円</u>)
オ 工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	110,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には、 <u>105,000円</u>)
カ 工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	136,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には、 <u>130,000円</u>)
キ 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	134,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には、 <u>51,000円</u>)
ク 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	217,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には、 <u>170,000円</u>)

						<u>方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	いる場合にあっては 86,000 円)
						<u>ケ 工場等以外の部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	310,000 円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 139,000 円)
						<u>コ 工場等以外の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	381,000 円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 182,000 円)
						<u>サ 工場等以外の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	451,000 円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 219,000 円)
						<u>シ 工場等以外の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの</u>	514,000 円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 256,000 円)
備考					備考		

- 1 「誘導基準適合図書」とは、次に掲げる書類等をいう。
- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画）について技術審査機関（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあっては登録建築物調査機関とする。以下同じ。）が作成した法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
- (2) 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5（当該建築物が法施行の際現に存する場合にあっては等級4を含む。）に適合していることを示すものに限る。）を交付された場合にあっては、当該評価書の写し
- 2 （略）

- 1 「誘導基準適合図書」とは、次に掲げる書類等をいう。
- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画）について技術審査機関（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。以下同じ。）が作成した法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
- (2) 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5（当該建築物が法施行の際現に存する場合にあっては等級4を含む。）に適合していることを示すものに限る。）を交付された場合にあっては、当該評価書の写し
- 2 （略）